

## 国際日本文化研究センター情報管理施設図書利用規則施行細則

平成 3 年 4 月 1 日 制 定  
最終改正平成 23 年 3 月 29 日

(趣旨)

**第1条** この細則は、国際日本文化研究センター情報管理施設図書利用規則（平成3年4月1日制定。以下「利用規則」という。）第7条、第12条、第18条及び第19条の規定に基づき、図書利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(図書総合利用証)

**第2条** 利用規則第2条第1項に該当する者には、図書総合利用証を交付する。

- 2 図書総合利用証の有効期限は、在任中又は在籍中とする。
- 3 図書総合利用証は常に携帯し、係員に提示を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 図書総合利用証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- 5 利用規則第2条第1項に該当する者のうち、センター発行の身分証（ID カード）の交付を受けた者は、これをもって図書総合利用証に代えることができる。

(図書閲覧利用証)

**第3条** 利用規則第2条第2項に該当する者には、図書閲覧利用証を交付する。

- 2 図書閲覧利用証は、記載された期間内のみ有効とする。
- 3 図書閲覧利用証は常に携帯し、係員に提示を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 図書閲覧利用証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(図書の貸出し)

**第4条** 利用規則第2条第1項に該当する者は、所定の手続きを経て、図書の貸出しを受けることができる。

- 2 前項の者のほか施設長が認めた者は、所定の手続きを経て、図書の貸出しを受けることができる。

(貸出しの冊数及び期間)

**第5条** 貸出しの冊数及び期間は、次のとおりとする。

|                                | 図 書    |       | 製 本 雑 誌 |       |
|--------------------------------|--------|-------|---------|-------|
|                                | 冊 数    | 期 間   | 冊 数     | 期 間   |
| 利用規則第2条第1項第1号から第3号まで及び第5号に定める者 | 100冊以内 | 6ヵ月以内 | 5冊以内    | 1週間以内 |

|                                        |       |       |      |       |
|----------------------------------------|-------|-------|------|-------|
| 利用規則第2条第1項第4号<br>及び第6号から第9号までに<br>定める者 | 10冊以内 | 1ヵ月以内 | 5冊以内 | 1週間以内 |
| 前条第2項に該当する者                            | 3冊以内  | 2週間以内 |      |       |

(借用の予約)

**第6条** 貸出中の図書を、返却後直ちに借用しようとする者は、その予約をすることができる。

(貸出期間の更新)

**第7条** 利用者は、当該図書について前条の予約がない場合、1回に限り貸出期間を更新することができる。

(図書の返却)

**第8条** 貸出しを受けた図書は、係員に返却するものとする。

- 2 図書の貸出しを受けた者が、退職若しくは退任する場合又は3ヵ月以上勤務地を離れる場合は、貸出期間中であっても、速やかに貸出しを受けた図書を返却しなければならない。

(参考調査の範囲)

**第9条** 参考調査の範囲は、原則として、依頼事項に関する参考文献の紹介及び依頼事項に関する文献を所蔵する文庫、図書館等についての情報提供とし、学術研究の目的に沿わない調査依頼等については、回答を行わない。

- 2 前項の参考調査の範囲内にあっても、特に多大の経費又は時間を要し、他の参考調査業務に支障を及ぼすおそれのある調査については、行わないことがある。

(参考調査の申込み)

**第10条** 参考調査の依頼は、文書又は口頭(電話を含む。)により申し込むことができる。

(視聴覚資料の利用)

**第11条** 情報管理施設が所蔵する視聴覚資料の利用に関する必要事項は別に定める。

(利用の制限)

**第12条** 利用規則第18条第2項の規定に基づき、情報管理施設の管理する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料(公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号)に定めるものをいう。)に、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。)が記録されている場合には、公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号)に基づき、当該個人情報の漏えい防止のため、以下の措置を講じ、かつ利用者の利用を制限することがある。

- (1) 書架の施錠その他の物理的な接触の制限
- (2) センターの職員に対する教育・研修

(3) その他必要な措置

(雑則)

**第13条** この細則の定めるもののほか、図書の利用に関し必要な事項は、施設長が定める。

**附 則**

この細則は、平成3年4月1日から施行する。

**附 則** (平成4年4月27日)

1 この細則は、平成4年4月27日から施行する。

2 総合研究大学院大学学生については、当分の間、この細則を適用するものとする。

**附 則** (平成4年7月16日)

この細則は、平成4年7月16日から施行する。

**附 則** (平成5年11月11日)

この細則は、平成5年11月11日から施行する。

**附 則** (平成7年1月19日)

この細則は、平成7年2月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成10年10月22日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成17年11月17日から施行する。

**附 則**

この細則は、平成23年4月1日から施行する。